

(2) 会計処理について



施設整備費(資本的支出)で支出すべきもの

水道局は、配水小管新設工事(墨田区墨田四丁目55番地先から56番地先間)を施工し、設備補修費(収益的支出)で支出しているが、区道敷の103.5mに布設した部分(工事費約1,100万円)については、**新たに布設したもの**であることから、**施設整備費(資本的支出)**として支出すべきである。

(【指摘事項】水道局)

6 住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査しました。

平成17年は、14件の請求がありました。このうち、地方自治法に定められている**住民監査請求の要件を備えていると認められた3件について監査を実施しました。**

この3件については、請求人の主張に理由がないものとし棄却しましたが、2件については、**一部意見を付しました。**

